

特待生 奨学金制度活用コース 規約

第1条(適用範囲)

本規約は、一般社団法人日本マナーOJT インストラクター協会（以下、「弊協会」）が主催する特待生 奨学金制度活用コース（以下、「本コース」）受講者を対象として効力を生じるもので、弊協会の主催および開講するすべての講座の受講規約より優先します。

尚、本コースとは申し込みから受講、資格取得、それに、弊協会への入会およびお仕事紹介案件の受託による本コース受講料の支払い完了までを指します。

第2条(本コースの申込み)

弊協会が指定する面談を終了し、許可されたものだけが本コースの申込みを行えます。本コースの申し込みは、弊協会が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条(奨学金制度契約の成立)

本コースの受講申込みの後、受講料（55,000円（税込み））の決済が完了した時点で本コースの契約が成立するものとします。尚、受講料の決済は、受講申込後1週間以内とします。但し、申込期限を経過して受講料の決済をした場合は、弊協会の承認があった場合に限り、受講契約が成立するものとします。（なお、弊協会から本コースの受講を許可されていないにも関わらず決済した場合、一切の受講料の返金には応じかねます）

第4条(受講料の額)

本コース受講料の額は、255,000円（税込み）とし、初期に納入必要がある金額は、55,000円（税込み）で残り200,000円（税込み）の納入期限は、2022年6月30日とし、その納入方法は、お仕事紹介（業務委託）謝礼分からの相殺および一部返還とします。

なお、初期納入分以外の受講料についての支払い方法、支払期限は、弊協会が必要と判断した場合においてのみ、受講者と協議の上別途定めることも可能とします。

本コース受講料には、マナーOJT インストラクター養成講座、シニアマナーOJT インストラクター昇格講座の受講費用と、弊協会入会金および初年度の年会費、それに、各認定証発行手数料を含むものとします。

第5条(決済方法)

本コースの受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

(1) 銀行振込（一括支払い）

受講料の初期納入必要額全額（55,000円（税込み））を、弊協会が指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は受講者をご負担下さい）

振込先の銀行口座は、受講申込の弊協会への到着後に弊協会からのメール等の案内により受講者にお知らせします。

(2) クレジットカード決済

受講者から申し出があった場合のみ、クレジットカード決済ができるものとします。

第6条(本コース受講者理由による解約の定め)

本コースについては、次に定めるとおりのキャンセル料が発生します。但し、クーリングオフがなされた場合は例外とします。

なお、「本コース開催の日」および「本コース開始」とは、マナーOJT インストラクター養成講座 WEB 講座視聴用アカウントを弊協会事務局が発行した日をいいます。また、キャンセルとは、受講者から弊協会に対し行うもので、キャンセルの通知があった時点とは、メール、郵送、その他明確かつ公式に記録の残る方法による通知が弊協会に到達し、弊協会が覚知した時点をいいます。弊協会休業日の電話連絡は明確な通知には含みません。

「本コース開催の日」の前日までにキャンセルの通知があった場合、初期納入受講料の返金0%

「本コース開始」後、マナーOJT インストラクター養成講座受講中にキャンセルの通知があった場合、マナーOJT インストラクター養成講座受講費用として受講者は弊協会に93,500円(税込み)を即日、即金にて払うものとする。

「本コース開始」後、シニアマナーOJT インストラクター昇格講座受講中にキャンセルの通知があった場合、マナーOJT インストラクター養成講座とシニアマナーOJT インストラクター昇格講座受講費用の負担として受講者が弊協会に176,000円(税込み)を即日、即金にて払うものとする。

「本コース開始」以降、弊協会に入会しなかった場合、受講の如何に関わらず受講者は200,000円(税込み)を、弊協会事務局から求められた時点から即日、即金にて払うものとする。

また、「本コース開始」以降受講、合格、資格取得後に弊協会に入会したものの、お仕事紹介案件業務委託を受講者理由によって受託せず、弊協会の求める活動にも応じなかった場合、必要に応じて弊協会が返金を求めた即日、即金にて250,000円(税込み)を払うものとする。

第7条(クーリングオフについて)

本コース受講契約成立後8日間は、書面により無条件に契約のお申込みの撤回、または受講契約の解除を行うことができます(これを「クーリングオフ」といいます)

クーリングオフの効力は、受講料の初期納入分決済が完了した時点(受講契約完了日)後8日以内に、受講契約のお申込みの撤回または受講契約の解除を希望する旨の書面を発信した時(郵便消印 日付・メール送信時)に生じます。

クーリングオフがなされた場合のお取扱いは以下のとおりです。

(1) 申込み者は違約金、損害賠償を支払う必要はありません。

(2) 講義を既に受講されている場合でも、既受講分の対価を支払う必要はありません。

また既にお渡しした教材等がある場合、その返還に要する費用も当協会が負担いたします。

(3) 既に受講料の全部または一部を支払っている場合には、全額返金いたします。

(4) 返金に関する全ての費用(銀行振込手数料等)はお客様負担といたします。

受講契約の撤回に関する事項につき当協会が不実のことを告げる行為をしたことにより、告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑したために、お客様がクーリングオフ期間を経過するまでにお申込みの撤回を行わなかった場合には、当協会が経済産業省令で定めるところにより、受講契約の撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

第8条(講座の振替)

受講者が講座を欠席し、特別な事情と弊協会が認めた場合に限り、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。(当初申し込んだ受講地域と異なる地域での受講も可能です) 振替可能な期間は「本コース開始」から1年以内とします。振替受講は、各会場の定員によっては、承ることができない場合があります。

第9条(講座開催の中止)

本コースの受講の申込者が最小催行人数3名に満たない場合、弊協会は「本コース開始」の1週間前までに、既に受講申込み、初期納入費用の振り込みをお済ませの方に通知をし、本コースの開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった初期納入費用はその全額を返金するものとします。また天変地異・自然災害・天候に影響されるやむを得ない事由により本コースの開催が中止(遅延含む)された場合は、日程を延期して開催します。なおこれに関連し受講者に損害が生じた場合でも、弊協会はその賠償の義務を負わないものとします。

第10条(講座修了等の要件)

マナーOJT インストラクター養成講座、シニアマナーOJT インストラクター昇格講座の各講座の全カリキュラムの10分の8以上を履修され、所定の試験に合格できれば、本コース修了となります。

第11条(資格の認定)

マナーOJT インストラクター養成講座、シニアマナーOJT インストラクター昇格講座の各講座受講の修了後、所定の試験に合格等の弊協会が定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。(資格の認定は、保証されているものではありません)

第12条(著作物)

本コースの受講において、受講者が受領したテキスト、指導方法、その他講座内で知り得た弊協会に特異な知識等の著作物(ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます)に関する著作権は弊協会に帰属し、受講者が弊協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為(次に掲げる行為を含むが、これらだけに限らない)を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信、開示する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) 本コースにおける講義内容を録音、録画、ダウンロードできる形でインターネットに掲載し、複製等を第三者に促し、受講者本人以外の他者に配布、販売する行為

第13条(秘密保持)

受講者は、本コースを受講するにあたり、弊協会によって開示された弊協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密保持するものとし、これらの情報を使用したり、又は第三者に開示したりすることを禁じます。

第14条(遵守事項)

受講者は、本コースを受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 弊協会及び登壇講師、認定講師の指示に従うこと。他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 本コースの受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、弊協会及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、

その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと

（４）本コースの内容につき、許可なく録音又は録画、撮影をしないこと

第 15 条(受講資格及び取得資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本コースの受講資格及び取得資格を失効するものとし、その後、弊協会の如何なる講座の受講も許可しないものとします。また、失効した場合においても、受講料の返金はなされません。

（１）本規約又は法令に違反した場合

（２）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

（３）弊協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合（開講権利を保持していない者が、認定講座を商業利用する場合も含む）

（４）弊協会又は弊協会の利害関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

（５）本コースの受講申込み、その他弊協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合

（６）弊協会の事業活動を妨害する等により弊協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第 16 条(地位の譲渡)

本コースの受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、その受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、受講者が本講座の受講をできなくなった場合、事前に弊協会の同意を得た場合に限り、代理の方を受講させることができます。

第 17 条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、弊協会及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 18 条(免責事項)

本コースの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本コースに関連して発生した受講者又は第三者の損害について、弊協会は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします

第 20 条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。
以上。

付則 本規約は令和3年5月1日より実施するものとします。

一般社団法人 日本マナーOJT インストラクター協会